

広情個審第65号

令和5年1月18日

広島市長 松井 一實 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書開示決定及び公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について  
(答申)

令和3年7月13日付け広設管第299号、広設管第287号、広設管第289号、  
広設管第291号、広設管第293号、広設管第295号、広設管第297号、広設管  
第285号及び広設施第79号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答  
申します。

(諮問第339～347号事案)

# 答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 【諮問事案】

- ① 令和3年7月13日付け広設管第299号の諮問事案（諮問第339号事案）  
令和2年9月4日付けの公文書開示請求に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）が同年10月14日付け広島市指令設管第177号で行った公文書開示決定に対する令和3年1月13日付け審査請求
- ② 令和3年7月13日付け広設管第287号の諮問事案（諮問第340号事案）  
令和2年3月6日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年4月21日付け広島市指令設管第33号で行った公文書部分開示決定に対する同年7月21日付け審査請求
- ③ 令和3年7月13日付け広設管第289号の諮問事案（諮問第341号事案）  
令和2年3月6日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年4月21日付け広島市指令設管第34号で行った公文書部分開示決定に対する同年7月21日付け審査請求
- ④ 令和3年7月13日付け広設管第291号の諮問事案（諮問第342号事案）  
令和2年6月10日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年7月27日付け広島市指令設管第106号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月8日付け審査請求
- ⑤ 令和3年7月13日付け広設管第293号の諮問事案（諮問第343号事案）  
令和2年7月15日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年9月1日付け広島市指令設管第128号で行った公文書部分開示決定に対する同年9月8日付け審査請求
- ⑥ 令和3年7月13日付け広設管第295号の諮問事案（諮問第344号事案）  
令和2年9月4日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月20日付け広島市指令設管第184号で行った公文書部分開示決定に対する令和3年1月13日付け審査請求
- ⑦ 令和3年7月13日付け広設管第297号の諮問事案（諮問第345号事案）  
令和2年9月8日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月27日付け広島市指令設管第192号で行った公文書部分開示決定に対する令和3年1月13日付け審査請求
- ⑧ 令和3年7月13日付け広設管第285号の諮問事案（諮問第346号事案）  
令和2年9月4日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月16日付け広島市指令設管第183号で行った公文書部分開示決定に対する令和3年1月13日付け審査請求
- ⑨ 令和3年7月13日付け広設管第79号の諮問事案（諮問第347号事案）  
令和2年9月4日付けの公文書開示請求に対し、実施機関が同年10月20日付け広島市指令設管第19号で行った公文書部分開示決定に対する令和3年1月13日付け審査請求

## 1 審査会の結論

実施機関が、上記9件の公文書開示請求（以下これらを合わせて「本件開示請求」という。）に対して行った上記9件の公文書開示決定及び公文書部分開示決定（以下これらを合わせて「本件処分」という。）は妥当である。

## 2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張はおおむね次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消すとの裁決を求める。本件処分に係る不作為は違法であるとの裁決を求める。

### (2) 審査請求の理由

#### ア 開示しない部分とその理由について

諮問第339号、第344号、第345号、第346号及び第347号事案の対象とした工事名は異なるものの、請求する公文書の内容は同一種類の公文書の開示を請求しているところ、諮問第339号事案では全面開示であるのに対し、他の案件では部分開示の処分がなされている。諮問第339号事案では見積業者名は公開されているが、諮問第344号事案では見積先業者名、諮問第347号事案では見積依頼業者名、諮問第345号事案では見積先業者名が開示しない部分とされている。このことから、処分庁が通知した「開示しない部分とその理由」の記載及び対象部分が、一律でなく不当であり、違法であると考え。実施機関は、開示しない部分について再度その範囲とその理由が適法であるか確認した上で処分をすべきと考える。

#### イ 金入り設計書について

令和2年3月6日付けの公文書開示請求に対し実施機関が令和2年4月17日付け広島市指令伯整第21号で公文書部分開示決定を行った事案（以下「別件処分事案」という。）と諮問第340号から第343号までの事案において、公文書部分開示決定通知書の「開示しない部分とその理由」の記載は同一である。一方、開示された金入り設計書の写しについては、別件処分事案は全く部分不開示が存在しないことに対し、諮問第340号から第343号までの事案においては多数の部分不開示が存在することから、明らかに記載された処分理由以外で不開示がなされており、この違法な不開示部分は開示すべきと考える。また、業者の見積りに関して、その業者名、見積内容、見積単価金額が開示されておらず、逆算すべきも、その根拠がなく逆算できない。よって、明細書や特殊代価表の中を不開示にする必要性はなく、実施機関はこれらの不開示部分は開示すべきと考える。

交付された金入り設計書の写しでは、「(第7条第2号) 特定業者の見積額を用いて(査定なし)積算した機材単価、資材単価、逆算防止等」の部分が開示されていない。実施機関は「査定なし」と記載しているが、正しくは「処分庁が、特定業者の見積額を用いて、見積額が異常値でないこと

を確認し査定率1.00で査定した機材単価や資材単価」と考える。すなわち、金入り設計書に記載された部分は、査定済みの機材単価や資材単価であることは間違いなく、特定業者の見積額と異なるものとする。よって処分は不当である。

#### ウ 業者の見積書の開示について

諮問第341号事案においては、業者の見積書がその一部分を非開示としながらも開示されている。諮問第341号事案においては、「⑩-5~7 材料、機械設備、リース材等単価.pdf」内の記載から、実施機関は数多くの見積書を保有しているものと推察されるので、それらを部分非開示の上で開示すべきと考える。諮問第340号、第342号及び第343号事案においても、同様に業者の見積書を保有しているものと推察されるので部分非開示の上で開示すべきと考える。

弁明書には「見積徴収時に見積業者から金額の開示の許可が得られていないため」と記載されているが、そもそも、実施機関からは、見積条件等を示した見積依頼書が開示されておらず、「金額の開示の可・不可」の条件が記載されていたのか確認できない。さらに、実施機関からは、見積業者から提出された見積書に「金額の開示は不可」であったとする根拠が示されていない。よって、処分は不当であるとする。

#### エ 保有している公文書について

複数の公文書（例えば、見積依頼書が公開されていない、見積比較表は公開されているのに対し見積書が公開されていない）をその公文書を保有していることも明らかにせず隠蔽がなされている。隠蔽したままの状態が本件処分がなされており、明らかに違法であるとする。実施機関は、再度保有している公文書に漏れがないかを確認した上で処分をすべきと考える。

#### オ 公文書の開示について

これまでに請求人が行った諮問第339号、第344号、第345号、第346号及び第347号事案と同様の公文書開示請求では、その公文書の開示を受ける際は、その公文書の電磁的記録を収めたCD-Rにて受け取っている。諮問第339号、第344号、第345号、第346号及び第347号事案においては、請求人は、公文書開示請求書の備考欄に「※なお、公文書が電磁的記録の場合はその電磁的記録から生成した電磁的記録（PDF形式）と、公文書が文書又は図画の場合はスキャナにより読み取って生成した電磁的記録（PDF形式）とを合わせてCD-RもしくはDVD-Rに複写したものの交付を希望します。」と記載して請求している。しかしながら、対象となった公文書を電磁的記録として実施機関は保有しているにもかかわらず、全てその電磁的記録を紙に印刷したもので交付がなされていて、申し出した電磁的記録が開示されていない。あわせて、請求人は、紙に印刷したため枚数が多量になったことから写しの交付に係る費用を過分に納付している。実施機関の処理は、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）及び広島市情報公開条例施行規則（平成13年広島市規則第20号。以下「規則」という。）に則し

ていないことにより不当で違法であると考え。実施機関には、保有している電磁的記録の公文書の写しを公開する処分とすることを求めるとともに、請求人が過分に納付した写しの交付に係る費用を請求人に還付することを求める。

請求人は、実施機関は本件処分に係る公文書の種別は、「文書又は図画」と「電磁的記録」が混在、かつ「文書又は図画」と「電磁的記録」の両方を保有していると考え。実施機関が「公文書の開示は、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。」とある中、規則で定められた方法で申出がなされたにもかかわらず、その方法以外で交付されたことは不当で違法であると考え。

#### カ 条例第13条の規定による手続の実施の有無について

請求人は、見積業者から開示の許可の有無が記載されていない見積書及び開示の許可の有無を確認していない見積書を見積業者に公開可否を確認しないまま公開すると見積書提出等の協力を得ることが困難となる可能性があると考え。よって、実施機関が見積業者から開示の許可の有無が記載されていない見積書及び開示の許可の有無を確認していない見積書を保有しているのであれば、条例第13条の第三者に対する意見書提出の機会の付与等の規定による手続を実施した上で処分したのか否かの弁明が不足していると考え。

#### キ 部分開示について

条例第8条には、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」とある。実施機関は、公文書の一部にのみ不開示情報が含まれているが、他に開示し得る情報が存在する場合には、原則として最大限の開示を実現するために、不開示情報と開示情報を区別し、後者を開示するようにすべきと考える。例えば、ある公文書に記載された本文の全てが不開示情報であっても、ページ番号の記載があれば、そのページは部分非開示の上開示すべきと考える。

#### ク 公文書部分開示決定通知書における理由欄の記載について

弁明書に「条例第7条第3号に基づき」と記載されているが、条例第7条第3号にはアからオの支障の列記があるが、どの列記事項に基づいて処分されたのかの記載がなく、また、その根拠についての弁明が欠落している。よって、処分は不当であると考え。

また、当該条文の「事務又は事業の性質上」という表現は、当該事務又は事業の内在的性格に照らして保護に値する場合のみ不開示にし得ることを明確にする趣旨であると考え。「適正」という要件を判断するに際しては、開示のもたらす支障のみならず、開示のもたらす利益も比較衡量しなければならないと考える。「支障」の程度については、名目的なものでは足りず、実質的なものであ

ることが必要であり、「おそれ」も、抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されると考える。実施機関の弁明書には、これらの記載は一切なく弁明が不足している。よって、処分は不当であると考ええる。

#### ケ 不作為について

実施機関は公文書開示決定等期間延長通知により決定期間を延長したにもかかわらず、期限までに公文書部分開示決定通知書が請求人には到達しておらず、また、条例第11条第2項には「実施機関は、前項の決定を行ったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定等の内容を通知しなければならない。」とあるところ、実施機関は全くこれを履行していない。これは、明らかに実施機関の不作為で違法というほかはないと考える。

### 3 実施機関の主張要旨

説明書等における実施機関の主張は、次のとおりである。

#### (1) 開示しない部分とその理由について

諮問第346号事案では、見積先担当者の氏名及び印影の個人情報を条例第7条第1号により、諮問第344号事案では、見積業者名や見積金額など特定法人に関する情報、見積先担当者の氏名や印影の個人情報を条例第7条第1号、第2号及び第3号により、諮問第347号事案では、中間処理業者の担当者名などの個人に関する情報、特定業者の見積額を用いて積算した機材単価、資材単価などの法人の原価、単価等、営業、取引先に関する情報、特定業者の見積額を参考にして積算した機材単価、資材単価などの市が行う入札、契約の事務に関する情報を条例第7条1号、2号及び第3号により、諮問第345号事案では、見積業者名や見積金額など特定法人に関する情報、見積先担当者の氏名や印影の個人情報を条例第7条第1号、第2号及び第3号により、それぞれ不開示としている。

#### (2) 金入り設計書について

諮問第340号から第343号までの事案の金入り設計書においては、見積徴収時に見積業者から金額の開示の許可が得られていないため、その部分を条例第7条第2号に基づき不開示としている。また、請求人が示すとおり、当課が開示した設計書でもある証拠書類「八木・緑井雨水渠築造工事（その2）の開示設計書」の目地コーキングは、見積単価となるため、「旭町地区下水道築造29-5号工事の開示設計書」の裏込材は、シールド機本体の逆算防止として、不開示としている。これは、それぞれ公文書部分開示決定通知の「開示しない部分とその理由」で記載しているとおり、条例第7条第2号、第3号に基づき行ったものである。なお、公文書開示請求に対する決定は、請求のあった対象公文書ごとに開示、不開示、不存在などの各決定を行うものであり、別件処分事案と諮問第340号から第343号までの事案の開示内容が違うことでの違法性はないものと考えている。

公文書開示請求での情報開示基準として、一者のみの見積りにより決定する単価及び歩掛、かつ

見積業者から開示の許可が得られていない場合は不開示としている。また、請求人の主張する査定の考え方は、本市土木工事の単価及び歩掛の査定方法に反しており、「似て非なるもの」ではないと考える。

### (3) 業者の見積書の開示について

徴収した見積書（様式を含めた）自体の開示について、見積徴収時に見積業者から開示の許可を得ていないため、条例第7条第2号に基づき不開示としている。なお、請求人が示す諮問第341号事案で開示した見積書の開示部分は、見積徴収時に見積業者から開示の許可を得ているため開示としている。

### (4) 保有している公文書について

見積金額については、設計委託業務にて見積りを徴収し単価決定を行っており、そのための見積依頼書については納品を求めている。よって、成果品として受領していない見積依頼書は公文書として不存在としている。開示可能な公文書については全て開示を行っており、公文書の秘匿は行っていない。

### (5) 公文書の開示について

条例第14条第2項は開示請求者に対し開示の実施方法やその他の事項について申し出ることを義務付けているものであるが、必ずしも実施機関に対しその申出に対応した開示方法を義務付けているものではない。請求人が開示請求を行った公文書は、原本を文書（紙媒体）で保管しているものであり、条例第14条第1項に基づき、文書又は図面を用紙に複写したものを交付したものであること、また、本件において開示の対象となる公文書は膨大であるため、電磁的記録への変換作業に多大な労力を要し、通常業務の遂行に支障を来すおそれがあることから、本件に係る公文書の開示方法は、適正な処分である。

### (6) 部分開示について

請求人の主張する条例第8条第1項では「容易に区分して除くことができるときは」とされている。この「容易に」とは、条例の解釈及び運用において、「多くの時間と費用をかけず、また公文書を損傷することなく分離できる時」とされており、本件においては対象公文書とその件数が膨大で、公文書を区分して除くには多くの時間を要するため、本件は条例第8条第1項の適用外であると考え。また、同項の「ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない」に基づき、実施機関で有意の情報が含まれていないと判断した場合は、そのものを不開示としている。

#### (7) 公文書部分開示決定通知書における理由欄の記載について

諮問第340号から第343号までの事案の公文書部分開示決定においては、条例第7条第3項の「次に掲げるいずれか」ではなく、「その他」の場合として不開示としている。諮問第340号から第343号までの事案における不開示部分には、特定法人の情報や著作物に関する情報が含まれており、開示に係る承諾が得られていないにもかかわらず開示することにより、今後の見積りや特別調査業務への協力が得られない場合や特定法人に損害が発生し本市が提訴されるなどの場合を未然に防止し、適切な事務の遂行を行うために不開示としている。

#### (8) 不作為について

諮問第343号事案の処分を示す日は、通知を決定した日のことを示しており、通知を決定した日は、令和2年8月28日であり、公文書開示決定等期間延長通知により延ばした期間内に処分（決定）を行っている。その決定の日から週休日の2日と開庁日1日を挟み、令和2年9月1日に施行しており、速やかに通知を行っている。

また、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下単に「行政不服審査法」という。）第3条によると、不作為とは、「法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。」とあり、開示決定という行為を既に行っているため、不作為には該当しないと考えている。

### 4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

#### (1) 審議の併合について

諮問第339号から第347号までの事案については、請求人が同一であること及び審査請求の趣旨が同様であることから、当審査会は、これら9件の諮問事案を併合して審議することとした。

本件処分における各不開示部分の不開示情報該当性について、以下検討する。

#### (2) 不開示部分の不開示情報該当性について

##### ア 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。



- (ア) 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができるのとされている情報
- (イ) 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報
- (ウ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- (エ) 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

#### イ 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定している。

#### ウ 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

なお、情報公開制度の目的の一つに、行政の意思決定過程を明らかにすることでその適正さを担保することがあることを考慮すれば、ここにいう「支障」については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

#### エ 金入り設計書について

- (ア) 本件処分における金入り設計書の不開示部分は、内訳表、明細書及び特殊代価表の金額の一部である。
- (イ) 実施機関の説明によると、これらの不開示部分は、見積りを徴取する際に見積業者から開示の許可が得られなかった金額又は逆算することによってその金額の判明につながる金額等であり、当該見積金額は、当該業者独自のものであつて、社会通念上、事業を営むものが秘匿することを認められている情報に該当するため、当該金額等を公にすることにより当該業者の競争上の地位を害すると認められ、また、公にすることにより、今後、見積りへの協力が得られなくなるなど、市の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2号及び第3号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。

#### オ 見積関係書類について

- (ア) 本件処分において、実施機関は、業者の見積書の一部を不開示としている
- (イ) 業者の見積書の不開示部分のうち、見積業者の担当者の氏名及び印影は、個人に関する情報で

あって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当するため、実施機関が不開示としたことは妥当である。

- (ウ) 業者の見積書のその他の不開示部分については、見積りを徴取する際に見積業者から開示の許可が得られなかった見積業者名や見積金額などの情報であり、当該情報は、当該業者独自のものであって、社会通念上、事業を営むものが秘匿することを認められている情報に該当するため、公にすることにより当該業者の競争上の地位を害すると認められ、また、公にすることにより、今後、見積りへの協力が得られなくなるなど、市の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2号及び第3号に該当し、実施機関が不開示としたことは妥当である。
- (エ) また、実施機関は、見積依頼書について、不存在であることを理由として不開示としている。
- (オ) 実施機関の説明によると、実施機関は、業者への見積依頼も含めて、コンサルタント業者に業務委託を行っており、見積依頼書に関してはコンサルタント業者からの提出を求めている。
- (カ) 見積依頼書に関する実施機関の説明に特段不合理な点はないことから、実施機関が見積依頼書を保有しているとは認められない。

#### カ 積算根拠書類について

本件処分において、実施機関は、見積比較表、機械器具損料表、建設機械運搬計算書、地下レーダー損料等、家屋調査計算書、下水道シールド工用セグメント価格特別調査業務報告書、工程表・工期算定表、仮設材の規格等計算書、シールド工機械器具損料算定表及び防音設備運搬の一部を不開示としているため、以下検討する。

- (ア) 家屋調査計算書の家屋所有者名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号に該当する。
- (イ) 見積比較表の不開示部分は、見積りを徴取する際に見積業者から開示の許可が得られなかった見積業者名や見積金額などの情報であり、当該情報は、当該業者独自のものであって、社会通念上、事業を営むものが秘匿することを認められている情報に該当するため、公にすることにより当該業者の競争上の地位を害すると認められ、また、公にすることにより、今後、見積りへの協力が得られなくなるなど、市の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2号及び第3号に該当する。
- (ウ) 機械器具損料表の不開示部分は、業者の見積りを基に実施機関が記載した金額等であり、前記(イ)と同様に、条例第7条第2号及び第3号に該当する。
- (エ) 建設機械運搬計算書の諮問第340号事案における不開示部分は、運搬費及びその算出根拠となる金額であり、これを公にすることにより、金入り設計書において不開示としている見積単価が明らかになってしまうことから、条例第7条第2号に該当する。

また、建設機械運搬計算書の諮問第343号事案における不開示部分は、建設機械運搬の出発地の地名であり、これを明らかにすることにより、その場所から業者を特定することができることとなることから、公にすることにより業者の競争上の地位を害すると認められ、条例第7条第

2号に該当する。

- (o) 地下レーダー損料等の不開示部分は、開示の許可が得られていない業者の見積金額又は逆算することによって業者の見積金額の判明につながる金額等であり、当該見積金額は、当該業者独自のものであって、社会通念上、事業を営むものが秘匿することを認められている情報に該当するため、当該金額等を公にすることにより当該業者の競争上の地位を害すると認められ、また、公にすることにより、今後、見積りへの協力が得られなくなるなど、市の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第2号及び第3号に該当する。
- (k) 下水道シールド工用セグメント価格特別調査業務報告書の不開示部分は、実施機関から特別調査業務を委託されたA会による下水道シールド工用セグメントの実態調査の調査対象及びその選定方法、調査項目、調査結果の内訳等であり、これらは法人のノウハウ等に当たるものであるから、公にすることによりA会の競争上の地位を害すると認められ、条例第7条第2号に該当する。
- (k) 工程表・工期算定表の不開示部分は、作業日数や日当り作業量等の記載された部分であり、これらは法人のノウハウ等に当たるものであるから、公にすることにより業者の競争上の地位を害すると認められ、条例第7条第2号に該当する。
- (k) 仮設材の規格等計算書の不開示部分は、業者名及び業者の所在地・連絡先であり、実施機関の説明によると、これらは業者から開示の許可が得られていないとのことであり、これを公にすると、今後、業者から協力が得られなくなるなど、市の適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第3号に該当する。
- (k) シールド工機械器具損料算定表の不開示部分は、業者の見積りを基に実施機関が記載した金額等であり、前記(i)と同様に、条例第7条第2号及び第3号に該当する。
- (o) 防音設備運搬の不開示部分は、防音設備運搬の往路における始点及び復路における終点であり、これを明らかにすることにより、その場所から業者を特定することができることとなることから、公にすることにより業者の競争上の地位を害すると認められ、条例第7条第2号に該当する。
- (h) 以上により、実施機関がこれらの積算根拠書類を不開示としたことは妥当である。

### (3) 対象公文書の特定について

- ア 請求人は、開示請求した公文書が一部開示されていない旨主張している。
- イ 実施機関の説明によると、実施機関は、一部の公文書について、開示漏れがあったことを認め、追加で開示を行っている。
- ウ 実施機関が開示漏れを認め、追加で開示を行った公文書のほかに、本件開示請求に対し開示すべきであったにもかかわらず、開示されていない公文書があるとは認められない。

### (4) 請求人のその他の主張について

- ア 理由の提示について

- (ア) 請求人は、理由の提示に不備がある旨主張している。
- (イ) 本件処分における各公文書部分開示決定通知書には、開示しない部分とその理由の記載があり、不開示とした理由を了知し得る程度に示されていると認められ、本件処分に理由の提示の不備があるとは認められない。

#### イ 条例第 8 条の規定による部分開示について

- (ア) 請求人は、条例第 8 条第 1 項に基づき、公文書の一部にのみ不開示情報が含まれているが、他に開示し得る情報が存在する場合には、原則として最大限の開示を実現するために、不開示情報と開示情報を区別し、後者を開示するようにすべきと主張している。
- (イ) 条例第 8 条第 1 項本文は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」と定め、ただし書において、「当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。」と規定している。
- (ウ) 当審査会が本件処分により実施機関が開示した公文書を見分したところ、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除いた部分に有意の情報が記録されているとは認められなかった。

#### ウ 公文書の開示について

- (ア) 請求人は、本件処分に係る公文書の種別として、実施機関は「文書又は図画」と「電磁的記録」が混在、かつ、「文書又は図画」と「電磁的記録」の両方を保有しており、対象となった公文書を電磁的記録として保有しているにもかかわらず、全てその電磁的記録を紙に印刷したもので交付しており、請求人が申し出した電磁的記録が開示となっていないことから、保有している電磁的記録の公文書の写しを公開するよう主張する。
- (イ) 条例第 14 条第 1 項は、「公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付（用紙に複写したものの交付に限る。）により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。」と規定し、規則第 4 条は、「条例第 14 条第 1 項の規則で定める方法は、別表の左欄に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる開示の実施の方法で、実施機関がその保有する機器又はプログラムにより行うことができるものとする。」と規定している。
- (ウ) 当審査会が、実施機関に確認したところ、実施機関が請求人に対し既に電磁的記録を CD-R に複写したものの交付により開示の実施をした公文書のほかに、本件処分に係る公文書としては、実施機関が電磁的記録として保有するものはなかった。
- (エ) 以上のことから、実施機関が電磁的記録を保有していることを前提として、公文書の写しを開示するよう求める請求人の主張は認められない。

## エ 公文書の写しの改ざんについて

- (ア) 請求人は、諮問第341号事案において、公文書開示請求に対し実施機関が公文書部分開示決定し、請求人に交付した公文書の写しの一部に改ざんがある旨主張している。
- (イ) 請求人が改ざんであると主張しているのは、公文書の写しに追記された「見積りによる（査定なし）」や「割戻し防止」などの文言であり、実施機関の説明によると、実施機関は、この主張に対して、公文書の写しに追記を行っていない公文書を改めて開示している。
- (ウ) 公文書の写しに追記された内容は、当該公文書の内容を把握する上で参考になる情報であって、請求人の便宜を図って追記されたものであるといえ、また、公文書の写しの交付に併せて追記されたものであることが容易に推認されるものであることから、実施機関が交付した公文書の写しに改ざんがあったとまでは認められない。

## オ 不作為について

- (ア) 請求人は、諮問第342号及び第343号事案において、公文書開示決定等期間延長通知により延長した期限までに、公文書部分開示決定通知書が請求人に到達しなかったことにつき不作為である旨主張している。
- (イ) 条例第11条第1項は、「実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときにあつてはその旨の決定（以下「開示決定」という。）を、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（中略）にあつてはその旨の決定を行わなければならない。」と規定している。そして、同条第3項は、「開示決定等は、開示請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。」と規定しているが、同条第4項は、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。」と規定している。
- (ウ) また、行政不服審査法第3条は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定している。
- (エ) 諮問第342号事案においては、令和2年7月22日に公文書部分開示決定を行った上で、同月27日付けで公文書部分開示決定通知書が施行されており、諮問第343号事案においては、同年8月28日に公文書部分開示決定を行った上で、同年9月1日付けで公文書部分開示決定通知書が施行されており、実施機関と請求人の間において、それらが請求人に到達したことについて争いはないことから、不作為があるとはいえない。
- (オ) なお、条例第11条第2項は、「実施機関は、前項の決定（以下「開示決定等」という。）を行ったときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定等の内容を通知しなければならない。」と規定しているところ、諮問第342号及び第343号事案については、公文書部分開示決定後、速やかに、請求人に対し、当該部分開示決定の内容を通知しなかったとまではいえない。

カ 請求人は、その他種々の主張をしているが、これらはいずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 3. 7. 1 3	広設管第 2 9 9 号の諮問を受理 (諮問第 3 3 9 号で受理)
	広設管第 2 8 7 号の諮問を受理 (諮問第 3 4 0 号で受理)
	広設管第 2 8 9 号の諮問を受理 (諮問第 3 4 1 号で受理)
	広設管第 2 9 1 号の諮問を受理 (諮問第 3 4 2 号で受理)
	広設管第 2 9 3 号の諮問を受理 (諮問第 3 4 3 号で受理)
	広設管第 2 9 5 号の諮問を受理 (諮問第 3 4 4 号で受理)
	広設管第 2 9 7 号の諮問を受理 (諮問第 3 4 5 号で受理)
	広設管第 2 8 5 号の諮問を受理 (諮問第 3 4 6 号で受理)
広設管第 7 9 号の諮問を受理 (諮問第 3 4 7 号で受理)	
R 4. 3. 1 5 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 4. 4. 1 9 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 4. 5. 2 4 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議
R 4. 7. 1 9 (第 4 回審査会)	第 3 部会で審議
R 4. 8. 1 6 (第 5 回審査会)	第 3 部会で審議
R 4. 9. 2 0 (第 6 回審査会)	第 3 部会で審議
R 4. 1 0. 1 8 (第 7 回審査会)	第 3 部会で審議
R 4. 1 1. 1 5 (第 8 回審査会)	第 3 部会で審議
R 4. 1 2. 2 0 (第 9 回審査会)	第 3 部会で審議
R 5. 1. 1 7 (第 1 0 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿  
(五十音順)

氏 名	役 職 名
岩 崎 誠	株式会社中国新聞社特別論説委員
福 永 実 (部会長)	広島大学大学院教授
松 田 健之介	弁護士